

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	始良市 身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

始良市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

始良市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の新規申請、再認定申請、再交付申請、手帳の記載事項変更・返還届等の受付・進達・交付事務を行う。 身体障害者福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号利用法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・身体障害者手帳の交付申請の受理 ・身体障害者手帳の交付・再交付に関する事務 ・身体障害者手帳の返還に関する事務 ・氏名変更又は居住地を移したときの届出の受理、その届出の変更内容等の事実確認
③システムの名称	・総合福祉WEL+ ・Acrocity住民基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
心身障害者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表の20項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府令第5号）第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号利用法第19条第8号 ・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（情報提供の根拠） 第16条、20条、22条、27条、39条、50条、51条、55条、77条、79条、82条、83条、93条、94条、100条、105条、126条、127条、143条、146条、157条、163条、165条 第2条の表 14、18、20、37、48の項 （情報照会の根拠） なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 長寿・障害福祉課
②所属長の役職名	長寿・障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部 長寿・障害福祉課 住所：〒899－5492 始良市宮島町25番地 電話：0995－66－3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部 長寿・障害福祉課 住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話: 0995-66-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン(デジタル庁)」の留意事項等を遵守し事務を行っている。
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証と職員番号の入力によって限定しており、年度ごとに業務上必要な職員にアクセス権限を付与をすることで、適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを定期的に確認している。これらの対策を実施していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長寿・障害福祉課長 杉尾 正一	長寿・障害福祉課長 野村 昭彦	事後	平成29年4月1日付け人事異動による
平成29年6月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第二における情報提供の根拠) 16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) なし ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び提供をさだめる命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報提供の根拠) 第12条、20条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、53条 (情報照会の根拠) なし	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、106、108、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) なし ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び提供をさだめる命令 (情報提供の根拠) 第9条、11条、12条、14条、20条、21条、22条、27条、28条、29条、30条、31条、42条、53条、55条、59条の2 (情報照会の根拠) なし	事後	法令上の根拠の追記
平成30年5月21日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	長寿・障害福祉課長 野村 昭彦	長寿・障害福祉課長	事後	様式変更による
平成30年7月27日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、106、108、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) なし ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び提供をさだめる命令 (情報提供の根拠) 第9条、11条、12条、14条、20条、21条、22条、27条、28条、29条、30条、31条、42条、53条、55条、59条の2 (情報照会の根拠) なし	・番号法19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠) 10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 (情報照会の根拠) なし ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び提供をさだめる命令 (情報提供の根拠) 第9条、11条、12条、14条、20条、21条、22条、27条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、53条、55条、59条の2 (情報照会の根拠) なし	事後	法令上の根拠の追記
令和2年6月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	・Acrocity障害者総合支援 ・Acrocity心身障害者台帳 ・Acrocity連携システム ・Acrocity住民基本	・中間サーバー ・MICJET番号 ・総合福祉WEL+ ・MICJET番号連携システム ・Acrocity住民基本	事後	システムの入替えによる
令和2年6月29日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	・Acrocity障害者総合支援 ・Acrocity心身障害者台帳 ・Acrocity連携システム ・Acrocity住民基本	・中間サーバー ・MICJET番号 ・総合福祉WEL+ ・MICJET番号連携システム ・Acrocity住民基本	事後	システムの入替えによる
令和3年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法19条第7号 別表第二 (情報提供の根拠) 10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 (情報照会の根拠) なし	・番号利用法19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠) 10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 (情報照会の根拠) なし	事前	令和3年9月1日施行の番号利用法改正に伴う号スレ
令和4年6月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号利用法19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠) 10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 (情報照会の根拠) なし ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び提供をさだめる命令 (情報提供の根拠) 第9条、11条、12条、14条、20条、21条、22条、27条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、53条、55条、59条の2の2 (情報照会の根拠) なし	・番号利用法19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠) 10、14、16、16-2、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 (情報照会の根拠) なし ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び提供をさだめる命令 (情報提供の根拠) 第9条、11条、12条、12条の2、14条、20条、21条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、43条の4、53条、55条、59条の2の2 (情報照会の根拠) なし	事後	番号法改正に伴う条項ずれ、法令上の根拠の追記
令和6年7月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 長寿・障害福祉課	福祉部 長寿・障害福祉課	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	保健福祉部 長寿・障害福祉課 住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話: 0995-66-3111	福祉部 長寿・障害福祉課 住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話: 0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部 長寿・障害福祉課 住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話: 0995-66-3111	福祉部 長寿・障害福祉課 住所: 〒899-5492 始良市宮島町25番地 電話: 0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号利用法第9条第1項 別表第1の11項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第11条	・番号利用法第9条第1項 別表の20項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第11条	事後	番号利用法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号利用法19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠) 10、14、16、16の2、20、27、28、31、53、54、 55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 (情報照会の根拠) なし ・行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び提供をさだめる命令 (情報提供の根拠) 第9条、11条、12条、12条の2、14条、20条、21 条、22条、28条、29条、30条、31条、42条、43条 の4、53条、55条、59条の2の2 (情報照会の根拠) なし	・番号利用法第19条第8号 ・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特 定個人情報の提供に関する命令 (情報提供の根拠) 第16条、20条、22条、27条、39条、50条、51条、 55条、77条、79条、82条、83条、93条、94条、 100条、105条、126条、127条、143条、146条、 157条、163条、165条 第2条の表 14、18、20、37、48の項 (情報照会の根拠) なし	事後	番号利用法改正に伴う変更
令和7年8月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	－	新規項目追加	事後	様式変更による
令和7年8月29日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え らる対策	－	新規項目追加	事後	様式変更による